



～不用品を買い取ります～訪問買取りにご注意!!の巻



見守りポイント

- ◎「古着など不要になったものを買い取ります」と電話がかかってきて訪問を承諾したのに、いざ訪問してくると貴金属を出すよう強引に迫られる場合があります。なるべく業者は家に入れないように、また家に入れる場合でも、ひとりでは対応しないようアドバイスしましょう。
- ◎電話で業者と訪問の約束をした後、断ろうと電話しても連絡が取れない場合があります。安易な約束はしないように伝えましょう。

対処方法

- ◆事前に取り取りを頼んでいない貴金属を売ってほしいと強引に迫られても、きっぱり断りましょう。
- ◆訪問買取りの場合、契約書を受け取ってから**8日間**はクーリング・オフできます。
※自動車や書籍・CD、DVD、家電製品などクーリング・オフできない商品もあります。詳しいことは消費生活センターまでお問合わせください。

和歌山県消費生活センター

〒640-8319 和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8F

073-433-1551

平日 9:00~17:00
土・日 10:00~16:00(電話相談のみ)

和歌山県消費生活センター紀南支所

〒646-0027 田辺市朝日ヶ丘23番1号 県西牟婁総合庁舎内

0739-24-0999

平日 9:00~17:00
(土・日・祝日・年末年始を除く)

※消費者ホットライン☎188でもお近くの相談窓口につながります。